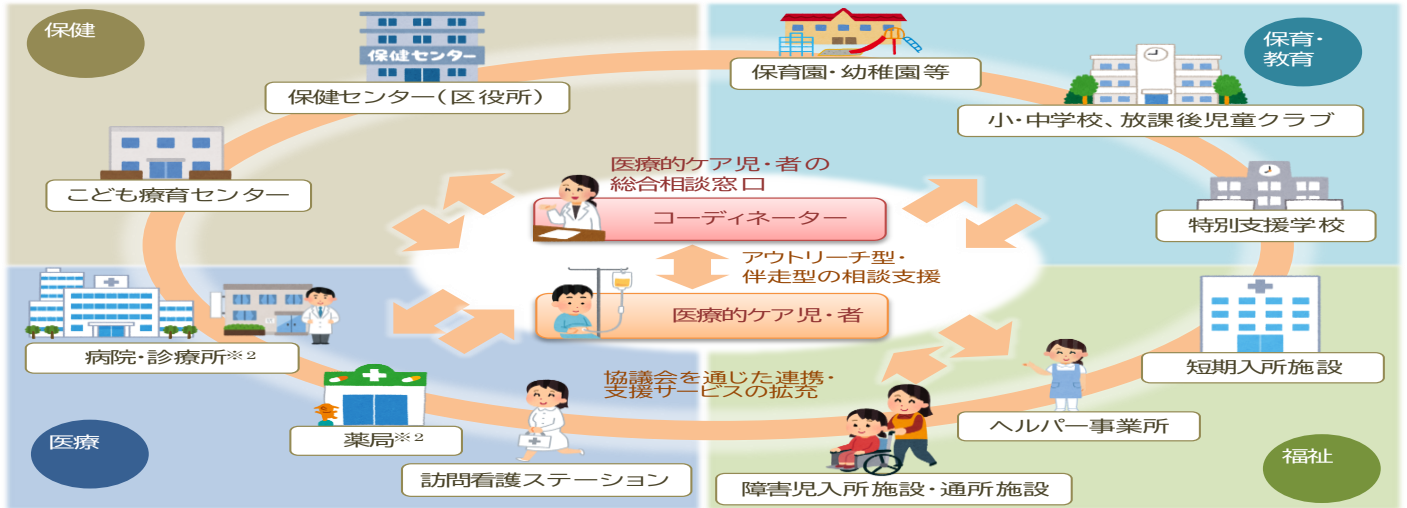


広島型医療的ケア児等支援体制について

1 医療的ケア児等支援に係る本市の基本的な考え方

本市は、医療的ケア児支援法の施行（令和3年9月）に先駆けて、アウトリーチ型の相談支援体制を地域社会全体で支えながら、きめ細かい支援を継続してきているところである。このたび、令和4年3月に広島県が全県的に実施した医療的ケア児実態調査によって本市の医療的ケア児を把握し、成長に応じた切れ目のない生活支援が可能となったことから、今後、医療的ケア児支援策を検討する「重症心身障害児者地域生活支援協議会」とさらなる連携を行い、医療的ケア児のライフステージに応じた生活支援を一層充実させていく。



2 広島型医療的ケア児等支援体制の構築

医療的ケア児実態把握調査により、行政が主体的・積極的に医療的ケア児を把握できたことから、医療と福祉にまたがる多職種連携を可能とする医療的ケア児者コーディネーターを中心に、成長に応じた状態の変化を継続的に把握するとともに、必要となる支援サービスをより積極的に提示していく。

さらに、実態調査から把握したご要望に対する各種支援策を検討するため、「重症心身障害児者地域生活支援協議会」から選任されたメンバーで構成するワーキングを新たに設置し、より充実した支援サービスを提示できるよう下支えを図るとともに、協議会・ワーキング・本市関係課が連携し、支援策を検討する。

